

## 日本労働年鑑 第52集 1982年版

The Labour Year Book of Japan 1982

## 第二部 労働運動

## VIII 社会保障闘争

## 3 老齢保障闘争

## 年金改善闘争

第九一通常国会で廃案となった厚生年金法等改定案が、ふたたび健保法改革案とともに第九三臨時国会に提出されたため、これにたいする闘争がとりくまれた(改定案の内容は、本年鑑一九八一年版五二六頁)。

総評は、九月一九・二〇日の単産・県評合同社会保障部長会議での「秋季・年末における社会保障闘争」方針にもとづき、この厚生年金法等改定案にたいして、第九一通常国会での年金にかんする四党修正合意、(1)老齢年金支給開始年齢にかんする訓示規定の削除、(2)四〇歳未満子なし寡婦の遺族年金切り捨て規定の削除、(3)保険料引き上げ1000分の3の緩和[同前527頁]を軸として、さらに保険料引き上げの圧縮、年金積立金の管理運営の民主化などを要求し年金受給者のために早期成立をはかるという方針でとりくんだ。また健保改悪法案とセットして審議することを主張する政府・自民党にたいして、年金改正先議を要求した。同盟は、年金改定法案の四党修正合意内容にもとづく早期成立を期し、健保法案との切り離し、すみやかな審議・成立のための要請行動をした。法案は、一〇月一七日衆院、二九日参院で、四党合意にもとづく修正がくわえられ、可決成立した。

一一月二八日政策推進労組会議は、厚相にたいし、(1)官民格差の解消、(2)支給開始年齢六〇歳の維持、(3)年金積立金の管理運用への労働者代表の参加、積立金の管理運用を資金運用部資金から独立させ、公益・労・使・政府による委員会が運用する、(4)年金受給額への課税制度廃止、などの要請をおこなった。

八一年六月一二日、総評・同盟は連名で大蔵省にたいし年金積立金の管理運用にかんする申し入れをおこなった。年金積立金の運用いかんが、保険料の拠出、給付水準に大きな影響を与えるものであることを指摘し、(1)年金積立金の自主運用(資金運用部全額預託制の見直し)、(2)自主運用が実現するまでのあいだにおける年金積立金の民主的管理運用および有利運用、について早急に具体的検討をおこなうよう申し入れた。

## 総評、同盟、中立労連の厚生年金制度改革構想

社会保障制度審議会の建議(七七年一二月、七九年一〇月[本年鑑一九八一年版五二五頁参照])年金制度基本構想懇談会の報告(七九年四月[本年鑑一九八〇年版五〇八頁参照])など公的年金の抜本的改革構想や、企業年金研究会報告(八一年四月[本年鑑第三部-IV「社会保障」参照])の企業年金構想等が発表され、その検討がすすめられているが、総評、同盟、中立労連などでもそれぞれ独自の厚生年金制度改革構想を発表した。

総評は、すでに八〇年二月「厚生年金制度の改革に関する第一次報告書」(本年鑑一九八一年版七七頁参照)をまとめているが、八一年二月には「厚生年金制度の改革に関する第二次報告書」を討議資料として発表した。第二次報告は、企業年金と婦人の年金権問題をとり上げ、その方向づけを提示している。まず企業年金制度については、(1)老後の生活保障の基本は公的年金であるとし、企業年金をその補足給付として位置づけている。実現されるべき年金水準は、従前所得の六〇～七〇%とし、そのうち公的年金による保障水準を五〇%程度、企業年金で確保する水準を一〇～二〇%とする。(2)企業年金の普及をはかるため現行の企業年金制度について、(イ)受給権の保全にかんする通算制度、(ロ)債権確保のための再保険制度、(ハ)積立金の安全かつ公正な運用にかんする諸措置等の確立をめざして政府に法改正を要求する。(3)各組合は、退職金の一部または相当部分を企業年金化させ協約化をはかる。その際の基本方針は、(イ)可能な限り産業別統一基準による組合間の年金水準や制度内容の平準化をはかる、条件のあるところでは調整年金の総合設立によって職域年金の確立をめざす、(ロ)年金は終身年金を原則とし、最低でも一〇年以上の有期年金とする、(ハ)実質価値維持のためスライド制などをもりこむ、(ニ)費用負担は会社負担を原則とする、(ホ)既設の年金については以上の方針にもとづき改善をはかる、となっている。また、婦人の年金権のあり方については、雇用労働者の配偶者などを国民年金の強制加入に切り換え一人一年金制を提起した。そして、これにともない生ずる給付制度上の問題や離婚にともなう年金受給権などについて検討している。

#### 〔同盟〕

同盟は、八一年一月に「企業年金制度の改善構想」をまとめ発表した。(1)構想は、企業年金を老後所得保障の一環として公的年金を補充する上積み給付とし、同時に定年年齢が支給開始年齢に到達していない場合その「つなぎ機能」も重視する。年金の上積み給付の水準は、三〇年加入者で勤労者の平均定期給与の一五%以上、つなぎ給付の場合は、同じく平均定期給与の七五%、少なくとも六〇%とする。(2)年金の体系としては、物価スライドや年金の通算措置が可能な厚生年金基金に一本化することが望ましく、当面は厚生年金基金と適格年金の併立を前提とするが、新規については厚生年金基金の設立をめざす、そのため設立要件の緩和をはかる。(3)年金給付は、スライド制や受給権の通算などを前提に、終身年金とする。また、過去勤務債務の償却は長くとも一〇年以内におこなう。(4)拠出金は労使の共同負担とし、使用者の負担割合は七〇%以上とする。ただし退職一時金を原資に充当する場合は、充当分について共同負担しない。また過去勤務債務の償却について中高齢化のいちじるしい企業では労働者負担も考慮する、などの内容となっている。

#### 〔中立労連〕

中立労連は、一二月「厚生年金制度改革案——中間報告」をまとめ発表した。中間報告は、厚生年金制度改革の基調を、(1)被用者年金一元化をめざすことを前提とする、(2)制度間の格差、矛盾を解消し、整合性ある内容とする、(3)所得再分配機能の強化と財政の効率的運用を前提に、一定の負担増にも対応するとし、この基調にもとづいて、(1)雇用との整合性、(2)支給水準のあり方、(3)婦人の年金権、(4)財政対策、(5)企業年金への対応を検討課題としている。六月二三日には、東京・芝で「厚生年金の改革と企業年金を考える」年金シンポジウムを開催した。小口賢三総評国民生活局員、小寺勇前同盟生活福祉局長、佐藤進日本女子大教授、村上清日本団体生命取締役が、パネラーとして中間報告にたいする見解を述べ、討議がおこなわれた。なお最終案は八一年九月の大会でまとめられる方針である。

八〇年九月一四日、東京千駄谷で、第一〇回目の九・一五高齢者大集会が、高齢退職者を中心に約一万人の参加で開催された。一〇周年を迎えた集会のスローガンは、(1)高齢者と子どもの不幸は許せない。老人医療有料化と児童手当廃止を全国民の力でやめさせよう、(2)大企業・大資本の儲け、軍事費優先の五六年度予算を社会保障、福祉重点へ切り換えさせよう、(3)豊かな高齢化社会を築くために、年金、医療、老人福祉、雇用、税制など総合的高齢保障の整備をすすめさせよう、という内容で、この柱にそった二二項目の統一要求をかかげた。

### 老地連の「高齢者の権利宣言草案」

老後保障地域団体連合会(略称・老地連)は、例年どおりの予算編成期における厚生省前すわりこみにくわえ、九月一五日の敬老の日を前に七日から一週間、厚生省前で、「軍事費削って老後を守れ」の横断幕のもと、「老人医療を有料化するな」、「老人ホームの費用徴収するな」などの要求をかかげてすわりこみをおこなった。また各地の老地連は地方自治体への要求行動をかさね、老後保障運動への自治体からの助成(群馬)、寝たきり老人への紙オムツ、七〇歳以上老人への防寒チョッキの支給(神奈川)などに成功した。

さらに、八二年に国連が開催する「老人世界会議」へむけ、これまでの闘争を総括して「高齢者の権利宣言草案」を発表した。「権利宣言草案」は、一四項目からなり、「1高齢者は、いついかなる場においても、人間としての尊厳を自ら主張し、社会的に保障される権利を有する……」をはじめとして、就労、年金、医療、住宅、文化・スポーツ活動などの権利を宣言している。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---